

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	砂防課	整理番号	2-412
処分の種類	許可の取消、原状回復命令等			
根拠法令条例等・条項	地すべり等防止法第21条第2項			
処分の概要	地すべり等防止法第18条第1項による許可を受けた諸行為者に対する都道府県知事の都合で行う同法第21条第2項の命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化するのが困難)			
基準の制定根拠	-			